

パーソナル外貨定期預金規定

1 【満期日の処理方法の選択】

- (1) 預金者は、この預金について通帳または証書記載の満期日（継続したときはその満期日。以下「満期日」といいます）に、後記2(1)の定めにしたがって自動的に解約し利息とともに支払う（以下この方法による取扱を「満期日自動解約による取扱」といいます）か、または、後記2(3)の定めにしたがって前回と同一の期間のパーソナル外貨定期預金に自動的に継続する（以下この方法による取扱を「自動継続による取扱」といいます）かについて、預け入れの際に指定するものとします。
- (2) この預金について、満期日自動解約から自動継続への変更、もしくは自動継続から満期日自動解約への変更、または後記3に定める満期日における利息支払方法の取扱の変更を依頼するときは、預金者は満期日までに当行所定の書面を当店に提出してください。

2 【預金の支払時期】

- (1) この預金について、満期日自動解約による取扱が指定されている場合は、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます）に、満期日にこの預金の元利金を入金します。ただし、この預金の通貨と指定口座の預金の通貨が異なる場合には、満期日の当行所定の外国為替相場により、指定口座の預金の通貨に換算のうえ入金するものとします。
- (2) この預金について、満期日自動解約による取扱が指定されている場合において、指定口座がこの預金の満期日までに解約され、当行が満期日に当該指定口座に元利金を入金できないときは、預金者は直ちに指定口座となる預金口座を開設するものとし、そのうえで当行は元利金を当該指定口座に入金して支払うものとします。この場合に、この預金の通貨と解約された指定口座の預金の通貨が異なるときには、前記(1)ただし書にかかわらず、通貨の換算は指定口座に当行が入金する日（以下、満期日自動解約による取扱によらず、当行がこの預金の元利金を指定口座に入金する日を「入金日」といいます）に行うものとします。
なお、この預金に「外貨定期預金にかかる外国為替予約取引規定」にもとづく外国為替予約が締結されている場合には、当行はこの預金の満期日に当該外国為替予約により他通貨に換算のうえ、この条項の定めにしたがって支払うものとします。
- (3) この預金について、自動継続による取扱が指定されている場合は、前回と同一期間のパーソナル外貨定期預金に継続します。なお、この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをした場合は、その定めによるものとします。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、この預金が満期日において満期日自動解約による取扱が指定されている場合は指定口座へ入金し、この預金が満期日において自動継続による取扱が指定されている場合はその指定にしたがって満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- (2) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記2(3)に定める利率。以下「約定利率」といいます）によって計算します。
- (3) この預金を前記2(1)に定める満期日自動解約以外の方法で支払う場合には、満期日以後の利息は満期日から入金日の前日までの日数および入金日における当該外国通貨の普通預金利率によって計算します。

- (4) この預金の利息を前記2(2)の外国為替予約が締結されているときの定めにしたがって支払う場合、満期日以後の利息は、満期日から入金日までの日数および入金日における当該他通貨の普通預金の利率によって計算します。
- (5) この預金を後記5(1)により満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4【手数料】

この預金の預け入れ・払い戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

5【解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続(前記3(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する場合を意味します。以下本条において同じ)することはできません。
- (2) この預金を満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、当店に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約または書替継続に応じることができ、この取扱により損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
 - ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記5の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 後記5の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

5の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、

当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

6 【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合(指定口座が指定されていない場合を含みます)に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合(複数の元利金を1口にまとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます)に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印(または署名記入)または証書への押印(または署名記入)がなくても、取り扱うものとします。

7 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章(または署名)により押印(または署名記入)して、証書は証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通

知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

8 【証書の効力】

この預金について、満期日自動解約により、満期日に自動的に解約し元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

9 【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取り扱います。

10 【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2023年11月1日現在)